

○瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例施行規則

平成24年9月28日

瀬戸市規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例（平成24年瀬戸市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特定地区の指定等の案の公告)

第2条 条例第11条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 特定地区の名称
- (2) 特定地区（区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域
- (3) 特定地区の指定又は区域の拡張の案の縦覧の期間及び場所
- (4) 特定地区に係る住民及び利害関係人は、意見書を提出することができる旨
- (5) 前号の規定による意見書の提出先、提出期限及び提出方法

(利害関係人)

第3条 条例第11条第5項の規則で定める利害関係人は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定地区の区域の境界外1キロメートル以内の区域に係る住民
- (2) 特定地区の区域（区域の境界外1キロメートル以内の区域を含む。以下この条において同じ。）において事業を営むもの
- (3) 特定地区の区域にある河川又はため池から利水する者
- (4) 特定地区の区域にある土地の所有者、地上権者、借地権者その他の

財産権の保有者

(5) 特定地区の区域にある木竹の所有者

(計画の決定又は変更の案の公告)

第4条 条例第12条第3項において準用する条例第11条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行う。

(1) 計画の決定又は変更の案の概要

(2) 計画の決定又は変更の案の縦覧の期間及び場所

(3) 特定地区に係る住民及び利害関係人は、意見書を提出することができる旨

(4) 前号の規定による意見書の提出先、提出期限及び提出方法

(特定地区内における行為の届出)

第5条 条例第13条第1項の規定による届出は、特定地区内行為届出書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 行為をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 特定地区の名称

(3) 行為の種類

(4) 行為を行う面積

(5) 行為の目的

(6) 行為を行う場所及びその付近の状況

(7) 土地の所有者の住所及び氏名並びにその承諾の方法

(8) 行為に係る自然環境保護及び保全上の配慮

(9) 行為の期間

3 条例第13条第7項の規定による届出は、特定地区内行為(継続)届

出書（第2号様式）によるものとする。

4 条例第13条第7項の規則で定める事項は、第2項各号に掲げるものとする。

5 第1項及び第3項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

(1) 行為の場所の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(2) 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び現況写真

(3) 行為の実施方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における行為の場所及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

（特定地区内における行為の届出を要する行為）

第6条 条例第13条第1項第6号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 木竹を植栽すること。

(2) 特定地区ごとに計画で定める河川、池、湿地等又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に排水設備を設けて、汚水又は廃水を排出すること。

(3) 特定地区ごとに計画で定める木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。

(4) 特定地区ごとに計画で定める動物を捕獲し若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し若しくは損傷すること。

(5) 家畜を放牧すること。

(6) 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

(勧告することのできる期間を延長する通知)

第7条 条例第13条第3項の規定による通知は、調査等実施通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第13条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査の範囲

(2) 条例第13条第3項の規定により延長された期間を経過した後でなければ行為に着手してはならない旨

(適用除外)

第8条 条例第13条第6項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。

(3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

(5) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限

る。 ) 。

(6) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道及び同条第 5 号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

(7) 国又は地方公共団体が遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務その他これらに類する業務を行うこと。

第 9 条 条例第 13 条第 6 項第 4 号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 仮設の工作物（設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ウ 社寺境内地内又は墓地内の鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

エ 消防又は水防の用に供する施設を改築し、又は増築すること。

オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

カ 送水管、ガスパイプ、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。

(2) 面積が 10 平方メートルを超えない土地の形質の変更であつて、高さが 1.5 メートルを超える法面を生ずる切土又は盛土を伴わない

もの

(3) 鉱物の掘採又は土石の採取であって、当該行為による地形の変更が前号の土地の形質の変更と同程度を超えないもの

(4) 水面を埋め立て、又は干拓することであって、面積が10平方メートルを超えないもの

(5) 木竹を伐採することであって、次に掲げるもの

ア 自家の生活の用に充てるために必要な木竹をその限度内で伐採すること。

イ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

ウ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

(6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(7) その他市長が特定地区における自然環境の保護及び保全に支障を及ぼすおそれがないと認める行為

(証明書)

第10条 条例第15条第2項の証明書は、身分証明書(第4号様式)によるものとする。

2 条例第16条第4項の証明書は、身分証明書(第5号様式)によるものとする。

3 条例第16条第4項の規則で定める事項は、実地調査にあたる職員の氏名とする。

(指定自然環境保全活動)

第11条 条例第18条第1項の指定自然環境保全活動の指定は、当該活動を行おうとする市民等から指定自然環境保全活動指定申請書(第6号様式)による申請を受けて、これを行うものとする。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審

査した上で、指定又は却下を決定し、その旨を指定自然環境保全活動指定・却下通知書（第7号様式）により当該申請をした者に通知しなければならない。

（特定地区指定請求）

第12条 条例第19条第1項の請求は、特定地区指定請求書（第8号様式）によるものとする。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、市長が別に定めるところにより指定又は却下を決定し、その旨を特定地区指定請求に係る指定・却下通知書（第9号様式）により当該請求をした者に通知しなければならない。

（委任）

第13条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。